

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町長は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

紀美野町長

公表日

令和4年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力
③システムの名称	固定資産税システム 家屋評価システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供なし ■(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の項番号27の項及び28の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号等を利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町 総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町 税務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5905

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 西岡 秀育	課長	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		提供・移転しない	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策7. 特定個人情報の保管・消去特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策8. 監査 実施の有無		自己点検	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策9. 従業者に対する教育・啓発従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事前	
令和4年8月30日	個人のプライバシー等の権利利益保護の宣言	紀美野町長	紀美野町	事後	様式改正に伴う変更のため
令和4年8月30日	I - 8 連絡先	紀美野町 総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430	紀美野町 税務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5905	事後	様式改正に伴う変更のため
令和4年8月30日	I - 1 - ③	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	固定資産税システム 家屋評価システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	システム導入等による変更
令和4年8月30日	I - 2	固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル	固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル	事後	システム導入等による変更
令和4年8月30日	I - 4 - ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の項番号27の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条	■情報提供なし ■(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の項番号27の項及び28の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号等を利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	法改正等による変更
令和4年8月30日	II - 1	令和1年5月31日 時点	R4年7月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点変更のため
令和4年8月30日	II - 2	令和1年5月31日 時点	R4年7月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点変更のため